

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第47号）

介護保険課

1 改正の理由

令和3年度の介護報酬の改定に併せて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (11) 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

2 主な内容

- (1) 感染症及び災害への対応力強化

ア 感染症対策の強化のため、次の取組を義務付ける。

(ア) 現行の取組（委員会の開催、指針の整備及び研修の実施）に加え、訓練の実施（１の(4)から(7)まで及び(11)から(13)までの条例)

(イ) 委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施（１の(1)から(3)まで及び(8)から(10)までの条例)

イ 感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。（１の(1)から(13)までの条例)

## (2) 地域包括ケアシステムの推進

ア 介護サービス事業者に対し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しないものに認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。（１の(1)、(2)、(4)から(9)まで及び(11)から(13)までの条例)

イ 個室ユニット型施設について、ユニット型指定介護老人福祉施設等における介護・看護職員の平均的な配置を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、１ユニットの定員を１５人を超えない範囲で緩和する。（１の(1)、(2)、(4)、(8)及び(12)の条例)

ウ 認知症グループホームのユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。（１の(2)及び(9)の条例)

## (3) 自立支援及び重度化防止の取組の推進

各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うとともに、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行わなければならないこととする。（１の(2)及び(4)から(7)までの条例)

## (4) 介護人材の確保及び介護現場の業務効率化

ア 介護職員の就業環境が害されることを防止するため、適切なハラスメント対策を義務付ける。（１の(1)から(13)までの条例)

イ 事業所における諸記録の作成、保存等や利用者等に対して書面で説明、同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を行うことができることとする。（１の(1)から(13)までの条例)

ウ 条例の規定により開催する委員会、サービス担当者会議等の各種会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。（１の(1)から(13)までの条例)

エ 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときには、病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により看護職員を確保することとする。（１の(1)及び(8)の条例)

オ 認知症グループホームに義務付けられている外部の者による評価及び当該評価結果の公表について、運営推進会議による評価及び当該評価結果の公表に代えることができることとする。（1の(2)及び(9)の条例)

(5) その他

ア 高齢者虐待防止対策の強化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置を義務付ける。（1の(1)から(13)までの条例)

イ 区分支給限度基準額（居宅サービス及び地域密着型サービスについて、要介護度別に設定されるサービス費の上限額）の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検及び検証の仕組みを導入する。（1の(3)の条例)

3 施行期日

令和3年4月1日（ただし、2の(5)のイについては、同年10月1日）